

健康福祉部

福祉環境委員会 【所管関係資料】

9月8日提出

目 次

◎所管事項関係

1	令和7年度政策等評価の実施状況について【共通資料1（別冊）】	
2	次期総合計画の骨子案について【共通資料2（別冊）】	
3	健康福祉部所管の計画について	
	・第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（地域・家庭福祉課）	 3
	・秋田県認知症施策推進計画（長寿社会課）	 4
	・バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第5次基本計画）（障害福祉課）	 6
	・第5期秋田県食育推進計画（健康づくり推進課）	 7
4	秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案について（地域・家庭福祉課）	 8
5	地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について（医務薬事課）	 9

健康福祉部所管の計画について

課室名：地域・家庭福祉課

計 画 名		第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画 計画期間：令和8年度～11年度（4年間） 根拠法令：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
概 要	策定趣旨	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的として、本計画を策定する。
	基本理念・方針	地域や社会全体で貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るという認識のもと、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指す。
	主な施策の構成案	1 教育の支援 ・幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・学校をプラットフォームとして位置づけた学校指導・運営体制の構築 ・教育費負担の軽減 ・地域における学習支援 など 2 生活の安定に資するための支援 ・親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における切れ目のない支援 ・保護者の生活支援 ・こどもの生活支援 ・こどもの就労支援 ・住宅に関する支援 など 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ・職業生活の安定と向上のための支援 ・ひとり親に対する就労支援 4 経済的支援 ・生活保護制度や各種手当制度等の着実な実施 ・養育費の確保支援 5 民間の団体の活動の支援 ・ネットワーク形成の推進と連携の強化 ・団体の立ち上げから持続可能な運営までの支援 ・団体の活動を通じた県民の理解促進と支援の輪の拡大
策定のポイント		国の「こども大綱」及び「秋田県第2次子どもの貧困対策推進計画」における課題や本県の実情を踏まえ策定する。
スケジュール		令和7年 8月 ・第1回秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会 11月 ・第2回秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施 令和8年 1月 ・第3回秋田県こどもの貧困解消対策推進計画策定委員会 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定

健康福祉部所管の計画について

課室名：長寿社会課

計 画 名		秋田県認知症施策推進計画 計画期間：令和８年度～１２年度（５年間） 根拠法令：共生社会の実現を推進するための認知症基本法
概 要	策定趣旨	昨年１月１日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、同年１２月に国が策定した認知症施策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を基本とした都道府県版の認知症施策推進計画を策定する。（基本法において、県及び市町村の計画策定が努力義務とされている。）
	基本理念・方針	認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らすことができるよう、「新しい認知症観」に基づき、一人ひとりが相互に尊重し支え合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指す。 ※「新しい認知症観」：認知症になったら何もできなくなる訳ではなく、認知症になってからも、できること・やりたいことに取り組み、住み慣れた地域で、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という考え方。
	主な施策の構成案	第１章 計画の基本事項 第２章 秋田県における認知症を取り巻く現状 第３章 基本理念と計画の方向性 第４章 基本施策と重点施策 第５章 本計画の目標指標
策定のポイント		国の基本計画において、認知症の人や家族の参画・対話によって施策を立案・実施・評価するなど、当事者参画が重要とされていることを踏まえ、あきたオレンジ大使をはじめとする認知症の本人に参画を求め、本人の声を起点とした「プロセス重視」の計画とする。 当事者の集まる場でのヒアリングのほか、本人や家族との対話による意見交換をすることで認識を共有するなど、意見聴取に留まらず、本人の声を丁寧に聴くことを通して基本法の趣旨を反映させる。
スケジュール		令和７年　９月～１０月　・本人の声を丁寧に聴く場の開催（４回） ・家族の声を丁寧に聴く場の開催（１回） ・認知症施策推進ネットワーク会議での素案の説明・協議 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・認知症施策推進ネットワーク会議での計画案の説明・協議 ・パブリックコメントの実施、本人・家族へのフィードバック 令和８年　２月　　　　　・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） ３月　　　　　・計画策定

秋田県認知症施策推進計画 計画体系

基本理念

- 【尊厳の尊重】 : 認知症になってからも、尊厳を保持する一人の人間であることを尊重する。
- 【本人主体】 : 認知症の人を、「支える対象」ではなく「権利の主体」として位置づける。
- 【理解と共感】 : 認知症を正しく理解し、全ての人が自分ごととして考える。
- 【自分らしさの尊重】 : 認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、できることや個性を生かす。
- 【共生】 : 誰もが対等な地域の一員として支え合い、共に生きる。

目指す姿 (ビジョン)

認知症があってもなくても、県民一人ひとりが互いに尊重し、支え合いながら、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる秋田を実現する。

基本目標

1. 認知症への理解と共感の促進

県民一人ひとりが「新しい認知症観」に立ち、認知症を自分ごととして考えられる社会づくりを推進する。

2. 認知症になってからも自分らしく暮らせる地域づくり

認知症の人や家族が孤立せず、役割や生きがいを持ちながら社会参加し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整える。

3. 身近で相談しやすい支援体制の整備

不安や困りごとを抱える人が気軽に相談でき、必要な支援や制度につながる仕組みを充実させる。

4. 切れ目のない医療・介護・福祉の体制整備

予防や早期発見に向けた対応のほか、認知症になってからも、その人らしさを尊重したサービスを提供するとともに、医療・介護・福祉が連携した体制の充実に取り組む。

基本施策

1. 認知症の人に関する県民の理解の増進

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の擁護

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

6. 認知症の人や家族の相談体制の整備

7. 関係機関との連携の推進

8. 認知症の予防

健康福祉部所管の計画について

課室名：障害福祉課

計 画 名		バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第5次基本計画） 計画期間：令和8年度～12年度（5年間） 根拠法令：秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
概要	策定趣旨	バリアフリー社会形成のための目標、施策の方向性、施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項を定める。
	基本理念・方針	県民が、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、共に生きることを確かめ合い、力を合わせて高齢者、障害者等が安全かつ快適な日常生活又は社会生活を営むことを困難にする様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会の形成を目指す。
	主な施策の構成案	○基本目標 ・誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会の形成 ○基本方針 1 県民意識の高揚 2 支援体制の整備 3 施設等の整備促進 ○目指す姿と実現に向けた取組 1 バリアフリー意識の醸成が図られた秋田 《こころのバリアの解消》 ・障害者等用駐車場の適正利用に関するマナー啓発 等 2 安全、安心に生活できる秋田 《すまい、交通・移動、まち、もの、情報のバリアの解消》 ・公共施設のバリアフリー化の促進 等 3 共に支え合う秋田 《社会のバリアの解消》 ・障害者の就業及び職業訓練等の促進 等 4 雪の季節を楽しみ、喜びを実感できる秋田 《雪のバリアの解消》 ・除排雪や機械設備更新の推進 等
策定のポイント		第4次計画の成果を踏まえ、バリアフリー社会の実現に向けて、各施策を継続するとともに、県民が一丸となって、互いに支え合い、こころのバリアや社会のバリアが解消された社会づくりに向け、ソフト面における施策を更に推進していく必要がある。
スケジュール		令和7年 10月 ・第1回バリアフリー社会形成審議会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和8年 1月 ・第2回バリアフリー社会形成審議会 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定

健康福祉部所管の計画について

課室名：健康づくり推進課

計 画 名		第 5 期秋田県食育推進計画 計画期間：令和 8 年度～ 1 2 年度（5 年間） 根拠法令：食育基本法	
概 要	策定趣旨	子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、山海に恵まれ、自然豊かな秋田ならではの体験を通して、県民の生きる力を育むための取組を強化しつつ、食を巡る環境の変化や新たな課題に対応するため、本計画を策定する。	
	基本理念・方針	○生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 ○持続可能な食を支える食育の推進	
	主な施策の構成案	<健康の視点> 1 生涯を通じた食育の推進 ・ライフステージに応じた食育の啓発 ・家庭における基本的な食習慣形成の推進 ・地域における共食の推進 2 食を通じた健康づくりの推進 ・健康寿命延伸につながる「大人の食育」の強化 ・食品関連事業者との連携による食環境の整備	<社会・環境・文化の視点> 3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進 ・食品表示・食品の安全性への理解の促進 ・食品ロス削減に向けた取組の推進 4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進 ・地域の食文化継承の推進 ・生産者と消費者の交流の促進 ・農業漁業体験機会の強化
策定のポイント		国の「第 5 次食育推進基本計画」の方向性及び現計画の取組状況を踏まえ、本県の健康状況、食文化、農林水産業などの実情を反映させた計画を策定する。	
スケジュール		令和 7 年 1 1 月 ・第 2 回「食の国あきた」推進会議 1 2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメントの実施 令和 8 年 2 月 ・第 3 回「食の国あきた」推進会議 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3 月 ・計画策定	

秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案について

地域・家庭福祉課

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）により、幼稚園等の職員による虐待について、所管行政庁による事実確認、児童の安全確保等の措置及び専門的な知識を有する者への措置状況の報告が義務付けられた。
- ・ 当該専門的な知識を有する者として秋田県社会福祉審議会を指定し調査審議させるため、同審議会の調査審議事項に当該報告に係る事項を加える必要があることから、秋田県社会福祉審議会条例を改正する必要がある。
- ・ 以上により、秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案が、教育公安委員会に付託されている。

①制度の現状・背景

施行日：令和 7 年 10 月 1 日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。
- （※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和 5 年 5 月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

（出典：こども家庭庁資料）

地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について

医務薬事課

1 「秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会」における検討状況

秋田大学・県医師会・県病院協会から外部委員を任命し、運営費交付金に過度に依存しない持続可能な経営基盤の確立に向けた検討を進めている。コンサルタントによる調査・分析結果や県内の医療需要の見通しに基づき、循環センターとリハセンそれぞれが担うべき役割や経営課題について議論を行っており、今年度中に「将来のあり方」について提言をとりまとめることとしている。

病院機構では、提言に基づき、中期計画の変更も視野に経営改善を進める。

委員長：秋田大学長

委員：県医師会長、県病院協会長、病院機構理事長・各病院長、
県部長・次長

2 令和7年度第1四半期（4～6月）の経営状況

① 医業収支（運営費交付金を除く）

・循環センター

患者数の増加により入院収益が前年度を上回り、医業収支差は縮小している。

・リハセン

入院患者数の減少により医業収支の赤字は前年度よりも増加した。

② 現金預金（有価証券を含む）残高

令和7年6月末の現金預金残高は、約18.4億円となっている。

③ 病床利用率

・循環センター

令和7年4月1日から稼働病床数を184床から146床に減らしており、病床利用率は、7月1日現在68.7%（184床換算54.5%）と、前年同日の53.8%を上回った。

・リハセン

精神科・リハビリテーション科とも患者数が減少し、7月1日現在83.3%と、前年同日の85.8%を下回った。

3 常勤医師の状況

循環センターでは、令和7年7月1日付けで秋田大学から循環器内科医師2名を採用した。

秋田県立病院機構の将来のあり方検討委員会開催スケジュール

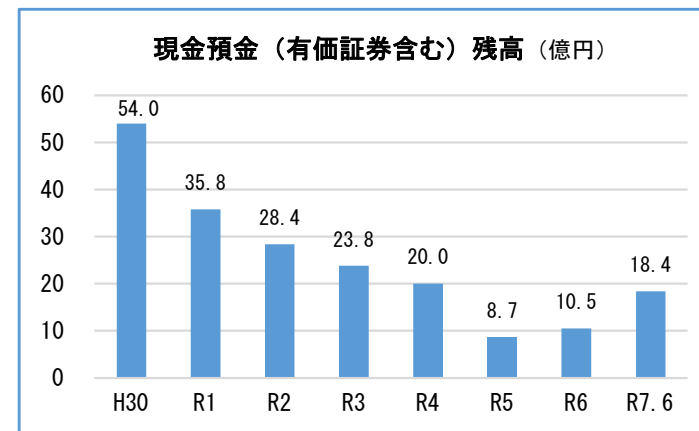
開催時期	主なテーマ
第1回(R7.1.29)	現状と課題整理
第2回(R7.5.21)	先進事例の研究（県内の医療需要見の通し、他県の機能分担や連携事例等の検討）
第3回(R7.8.20)	病院機能の見直しモデル（案）の検討
第4回(R7.11)	「県立病院機構の将来のあり方」提言（素案）の検討
第5回(R8.1)	「県立病院機構の将来のあり方」提言とりまとめ

4～6月の医業収支の状況（運営費交付金を除く）

単位：百万円

	循環器・脳脊髄センター			リハビリテーション・精神医療センター		
	R7	R6	増減	R7	R6	増減
医業収益	753	706	48	647	618	29
医業費用	1,358	1,422	△64	1,065	1,007	58
収支差	△605	△716	112	△418	△389	△29

※端数処理のため計数が一致しない場合がある。



4 新たな取組の状況

(1) 経営管理会議における経営改善策の検討

循脳センター及びリハセンの安定的な経営を図るため、業務や収支等の実績に基づき財務管理や経営改善策の検討を行う「経営管理会議」を県と病院機構が合同で設置し、定期的に協議を行っている。

(2) 地域の医療機関や介護施設との連携強化に向けた取組

秋田市内6病院長による意見交換会を開催し、秋田市内急性期医療に関する連携・役割分担について協議を行っている（今年度は10月に開催予定）。

循脳センターでは、地域包括ケア病床の活用を進めるため、これまでの秋田大学や市内病院等からの転院受入に加え、往診専門クリニック等からの入院受入を開始しているほか、訪問活動を通じて紹介元の医療機関や退院先となる介護施設との連携を進めている。

(3) 循環器内科の患者受入の拡大

循脳センターでは、令和7年7月1日付けで循環器内科の常勤医師2名を採用し、患者の受入を進めている。

(4) 病床利用率の向上に向けた取組

「病床管理委員会」を設置して病床利用率の向上に取り組んでいるほか、令和7年4月1日から循脳センターの稼働病床数を38床削減し、人員をS C Uにシフトするなど、配置見直しによる収益改善に努めている。

【循脳センターにおける入院患者数と病床利用率】

	4月	5月	6月	7月
入院延患者(人) [前年同月]	3,133 [2,899]	3,051 [2,892]	3,096 [2,783]	3,109 [3,069]
病床利用率(%:146床) (184床換算) [前年同月(184床)]	71.5 (56.7) [52.5]	67.4 (53.5) [50.7]	70.7 (56.1) [50.4]	68.7 (54.5) [53.8]

(5) 新薬によるアルツハイマー病治療の推進（令和6年1月開始）

循脳センターのアミロイドPET検査*1)は、令和7年4～7月に19件実施（前年同期より13件増、診療報酬額3,054千円）

リハセンのアミロイドβ抗体薬*2)投与による治療は、令和7年4～7月に154件実施

（前年同期より112件増、診療報酬額28,098千円）

【新薬によるアルツハイマー病治療の実績(件)】

	4月	5月	6月	7月
アミロイドPET [前年同月]	4 [1]	4 [3]	4 [1]	7 [1]
レカネマブ [前年同月]	38 [8]	37 [10]	38 [12]	41 [12]

*1) アミロイドPET検査:アミロイドPET検査薬を使用し、アルツハイマー型認知症の原因と考えられるアミロイドβの脳内沈着を診ることができる検査

*2) レカネマブ:アルツハイマー病の脳内に蓄積する病因タンパク質(アミロイドβタンパク質)を除去し、認知機能低下の進行を抑制することが示された点滴治療薬

(6) 高度医療施設・機器の有効活用等に向けた取組

循脳センターの高度医療施設・機器の有効活用に向け、秋田大学との共同利用を検討しているほか、秋田大学との連携の下、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援の実施に向けた検討を進めている。